

『県庁ほっとライン（公益通報）制度』 を設けています

制度の目的【対象：知事部局その他の県の各機関（病院事業庁、教育委員会及び警察本部を除く）】

この制度は、公益通報を受け付け、正当に公益通報をした職員等が不利益な取扱いを受けることがないように必要な措置を講じることにより、法令に違反する行為の防止等を図り、もって県の事務事業の公正な執行を確保することを目的としています。

相談・通報できる者（職員等）

○ 県と継続的な物品納入契約を締結している事業者の方

* 通報は**実名によること**としますが、客観的な資料の提出があれば匿名でも受け付けます。

相談・通報できる対象行為

平成20年度に判明した不適正な経理処理など、県の各機関における職員の行為が法令（条例、規則を含む）に違反する行為又はそのおそれのある行為に該当すると考えられる場合には、相談又は通報を行うことができます。

* 不正の利益を得る、他人に損害を与えるなど不正の目的による通報と認められる場合は、受理されません。

相談・通報窓口

① 内部窓口：愛知県人事局人事課監察室 監察・サービスグループ

《方 法》電話、面談（事前の予約が必要）、書面の提出又は電子メール

《連絡先》住 所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（県庁本庁舎4階）

電 話：052-954-6032（ダイヤルイン）又は内線2202、2204

電子メール：kenchou-hotline@pref.aichi.lg.jp

② 外部窓口：名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 廣瀬誠弁護士

《方 法》書面の提出（郵送）又は電子メール（電話・面談での通報・相談は不可）

《連絡先》住 所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目17番13号 いちご丸の内ビル5階

電子メール：hirose52@n-united.jp

<※ 電子メールの場合は、件名の最初に「愛知県公益通報」と記載してください。>